

8月下旬、知人の相続した土地の場所を探るために役場税務課を訪ねる。担当職員の親切な対応で関係書類を受け取り土地探しに。航空写真に公図を示し

フリー便風 (現場)からの風

304

宮田 守男

た書類で、場所にたどり着くが、土地確定への道のりの長さを実感してしまった。

所有者が分からず放置されたままになつてゐる土地を巡り、有識者でつくる民間の研究会(座長・増田寛也元総務相)は昨

年10月、201

6年度の経済

的な損失が約

1800億円

に上つたとの推計を発表した。全国で九州本島の土地面積を上回る約410万㌶、このままで所有者不明の土地が、40年には離島を除いた北海道の面積に迫る720万㌶まで増加の予測だ。

土地の存在は、公共事業や災害復旧、空き家・空き地対策、地域づくり、固定資産税の徴収など、さまざまなかつていて、名実ともに所有者不明の土地が、増えていくだろう。このような時代の中、今後、私たちが日本の国土をどのように

現在の制度では土地の登記を行うのは義務ではないため、相続の際に未登記のままに放置され、これが何世代にわたって繰り返されると、「所有者を突き正めるまで大変な」

身近に存在する所有者不明地の問題は地域存続の大きな課題だ

として、市町村

長の認可を受ければ、

地域的な共同活動のた

めの不動産又は不動産

に関する権利等を保有

でき、法人格の取得も

市町村長の認可以外の

手続きは一切不要と

の情報もある。地域の

自治体の役員任期は短

アルプス広域連合が白馬に予定した新リサイクルセンターでは、地元に建設の承諾を得た施設の用地でも、規模で登記名義人全員から建設の承諾を得られず難航している問題が起きている。今後、人口減少、少子高齢化による自治会、町内会は、地方自治法により「地域による団体」

べく、抜本的な対応ができないのも事実。そのためには、行政が配置している、集落支援員の協力による高齢化社会に対応できる地域の

組織基盤の確保について真剣に考える時期なのだろう。

(NPO法人信州地域社会フォーラム理事・白馬村森上)



管理されていない山林個人の財産権等の在り方にも今後法整備が求められるだろう